

那須塩原市農業委員会

第36回総会議事録

令和8年5月25日(月)

いきいきふれあいセンター大会議室

1. 開催日時：令和8年5月25日（月）午後1時30分～ 午後2時30分

2. 場 所：いきいきふれあいセンター 大会議室

3. 出席委員：20名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	11	岡本 利江
委員	1	石崎 清	〃	12	木下 久雄
〃	2	秋元 誠	〃	13	神藤 芳定
〃	3	菊地 喜芳	〃	15	辻野 岩男
〃	4	槌江 栄作	〃	16	菊地 瞳
〃	5	君島 良一	〃	17	松本 忠太
〃	6	高瀬 和夫	〃	18	一戸 養子
〃	8	室井 孝美	〃	19	菊地 寿行
〃	9	斎藤 栄	〃	20	白井 通

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：議席番号5番 君島 良一委員、6番 高瀬 和夫委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 再生困難な農地の非農地判断について
- 6) 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について
- 7) 議案第7号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 8) 議案第8号 令和9年度農林関係税制改正に関する要望事項の承認について
- 9) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 10) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7. 事務局職員

事務局長	福田 博昭	主事	菅原 怜応
局長補佐兼農政係長	織田 暢子		
農地係長	松本 里津子		

8. 傍聴人 なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第36回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、おりません。全員出席しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき、議長が指名することで御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号5番 君島 良一委員と6番 高瀬 和夫委員を指名いたします。それでは議事に入ります。
議長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、神藤 芳定委員の報告を求めます。
神藤 芳定委員	議案第1号、番号1番について報告します。農地を売買する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、5月16日、午前10時頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、二区町自治公民館より北へ約150メートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、申請地に隣接する中古物件を購入して今回移住することとなり、譲渡人から申請地の買入について打診があり、以前より有機野菜に興味があり、近隣の農家の方にアドバイスをもらいながら営農していきたいとのことでした。 譲受人が所有する農地の利用状況は、現在は無しです。 申請地の耕作予定は、豆類等各種野菜を有機農法で、1,358平方メートルを耕作する予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。 報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、神藤 芳定委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 番号2番について、室井 孝美委員の報告を求めます。
室井 孝美委員	議案第1号、番号2番について報告します。農地を売買する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、5月15日、午前9時30分頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市立波立小学校より南東へ約1.5キロメートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、申請地へ入る道がなく、隣の農地を耕作している申請人にお話し、売買の話が決まり申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、水稻2.2ヘクタール、野菜77アール、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台を所有しています。 申請地の耕作予定は、野菜です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、室井 孝美委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

齋藤 栄委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。 番号3番について、齋藤 栄委員の報告を求めます。 議案第1号、番号3番について報告します。農地を贈与する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、5月12日、午後1時頃、申請地で代理人から行いました。 申請地は、宇都野集落センターより南へ約800メートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人と譲受人の関係は、いどこにあたります。譲渡人は現在宇都宮市に在住しており、農地の実用的な管理は無理な状況であることから、比較的近隣、矢板市距離8.6キロメートルにおいて農業を営む譲受人に贈与するものです。 譲受人が所有する農地の利用状況は、水田2.4ヘクタール、畑地10アールにおいて水稻、野菜を栽培しております。 申請地の耕作予定は、そばを栽培するとのことです。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、齋藤 栄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
議長	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
木下 久雄委員	番号1番について、木下 久雄委員の報告を求めます。 議案第2号、番号1番について報告します。 農機具倉庫として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立波立小学校より南東へ約150メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、農業を営んでおり、近年、自作地以外にも請負作業が多くなり経営規模も拡大しております。そのため農機具等も多くなり雨ざらしのため、農機具の倉庫を建てたく申請に至りました。 また、令和8年1月から許可を得ず農機具倉庫を建築してしまい誠に申し訳ありませんでした。今後はこのようなことのないよう農地法を理解し違反することのないよう努めますとする始末書が添付されています。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので、第1種農地となります。 本件は、農業用施設など地域の農業の振興に資する施設の用に供するため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地で農機具倉庫を建築する内容となっております。 給排水は設置せず、雨水排水は自然地下浸透にて処理します。 周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 現地調査は、5月21日、午前10時35分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、木下 久雄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

菊地 喜芳委員	番号2番について、菊地 喜芳委員の報告を求めます。 議案第2号、番号2番について報告します。 農機具倉庫として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、旧大貫小学校より東へ約300メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、設備下部における農産物の生産に、ブルーベリーを選別しました。栽培候補は、ポット式溶液栽培を選び、そのシステム(自動灌水、自動施肥)等の機器を収納するための農機具倉庫を設置したく今回の申請に至りました。 また、令和8年4月から許可を得ずに農機具倉庫を設置してしまい、誠に申し訳ありませんでしたとする始末書が添付されています。 申請地の立地状況は、申請地は、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内にある農地となります。 本件は、農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地で農機具倉庫を建築する内容となっております。 給排水は設置せず、雨水排水は自然地下浸透にて処理します。 現状から変更はしないため土砂及び雨水の流出はありません。 現地調査は、5月20日、午前9時40分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号2番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、菊地 喜芳委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。
石崎 清委員	番号1番及び2番について、石崎 清委員の報告を求めます。
	議案第3号、番号1番について報告します。
	本件は令和7年6月26日に取得した農地一時転用許可について、砂利採取計画の面積を変更して事業を実施するための申請です。
	申請内容は、議案書記載のとおりです。
	申請地は、戸田自治公民館より北北西へ約1.9キロメートルに位置しています。
	変更の理由は、土地所有者から砂利採取面積拡張の打診があり、面積を拡張しても許可期間内である令和8年12月31日までに工事完了が見込まれるためです。
	現地調査は、5月21日、午前9時35分頃に行いました。
	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。
石崎 清委員	議案第3号、番号2番について報告します。
	本件は令和7年10月2日に取得した農地一時転用許可について、砂利採取計画の期間を変更して事業を実施するための申請です。
	申請内容は、議案書記載のとおりです。
	申請地は、那須塩原市一般廃棄物最終処分場より東へ500メートルに位置しています。
	変更の理由は、事業面積に適さない工期で申請してしまい、許可期間内での完了が困難であると判明したためです。
	現地調査は、5月21日、午前9時20分頃に行いました。
	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。
議長	番号1番及び2番について、事務局から補足願います。
松本農地係長	番号1番及び2番について補足します。

議長	本件は、砂利採取法の許可も必要となることから、指令書の交付は、砂利採取法の許可日の同日になります。以上です。 報告が終わりました。
	まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、石崎 清委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号1番については変更することに決しました。
	次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、石崎 清委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号2番については変更することに決しました。
議長	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
斎藤 栄委員	番号1番について、斎藤 栄委員の報告を求めます。
	議案第4号、番号1番について報告します。
	売買により一般住宅として転用するための申請です。
	申請内容は、議案書記載のとおりです。
	申請地は、栃木県立黒磯南高等学校より南西へ約1.1キロメートルに位置しています。
	申請に至った経緯は、譲受人は、現在家族3人で借家に住んでおりますが、手狭で駐車場スペースもないことに加え、祖母の近くの土地を探しておりました。
	申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。
	本件は、既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。
	事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
	上水は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理し、雨水排水は敷地内浸透槽にて処理します。
	周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。
	なお、転用に先立ち農振除外が完了しております。
	現地調査は、5月21日、午前11時頃に行いました。
	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号1番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、斎藤 栄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
	番号2番について、岡本 利江委員の報告を求めます。
岡本 利江委員	議案第4号、番号2番について報告します。
	贈与により農道として転用するための申請です。
	申請内容は、議案書記載のとおりです。
	申請地は、下の内自治公民館より西へ約250メートルに位置しています。
	申請に至った経緯は、譲受人が隣接する共有地を測量した際に見つかりました。申請地は、もともと譲受人の所有地と思っていましたが、譲渡人の所有地になっていました。
	譲渡人も、譲受人の所有地だと思っていたので、何の問題もなく譲受人に贈与する所有権移転の申請に至りました。
	なお、譲受人より、昭和50年頃から農道として利用してしまい誠に申し訳なく反省しており、今後、農地法を理解し違反することのないよう努めますとする始末書が添付されております。
	申請地の立地状況は、申請地は、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地

議長	区域内にある農地となります。 本件は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地を農道とする内容となっています。 周辺に土留めを設置し、土砂及び雨水流出を防ぎます。 現地調査は、5月21日、午前9時55分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。 番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、岡本 利江委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
室井 孝美委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。 番号3番について、室井 孝美委員の報告を求めます。 議案第4号、番号3番について報告します。 使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立西那須野中学校より北西へ700メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、借人は現在、賃貸住宅に一人暮らしですが、定年退職を機に長男家族と同居するため、住宅の建築を計画しましたところ、貸人である母名義の土地を貸していただけることとなり、今回の申請に至りました。また、通常は500平方メートル以下の転用許可ですが、鉄道に隣接していることと、間口が狭く、残った農地は農業に利用しがたい過小な残地となることから、例外的に500平方メートル以上となります。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上下水は市の施設を利用し、雨水排水は自然地下浸透にて処理します。 周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 現地調査は、5月20日、午前9時5分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、室井 孝美委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
辻野 岩男委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。 番号4番について、辻野 岩男委員の報告を求めます。 議案第4号、番号4番について報告します。 贈与により農道として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、二区町自治公民館より北へ約1キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は、現在自宅周辺で営農しており、自宅より最短距離で移動するため今回の申請に至りました。 なお、譲渡人より、平成13年頃から農道として利用してしまいました。今後、このような事が無いよう農地法を遵守しますとする始末書が添付されております。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりがある10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。

	本件は、農業用施設など地域の農業の振興に資する施設の用に供するため、立地基準上は問題ありません。 事業計画は、申請地を農道とする内容となっています。 周囲のレベルと一緒であるため、土砂及び雨水の流出はありません。 現地調査は、５月２０日、午前９時２０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号４番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、辻野 岩男委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。 次に、議案第５号「再生困難な農地の非農地判断について」を議題といたします。
月井喜美郎委員	番号１番から３番について一括して、月井 喜美郎委員の報告を求めます。 議案第５号、番号１番から３番について、一括して報告します。 農地法第３０条第１項に基づく利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地があった場合は、「農地」に該当しない旨の判断を行うとされていることから非農地判断を行うものです。 対象地の、所在・地目・面積・所有者は議案書記載のとおりです。 番号１番から３番については、ＪＲ那須塩原駅から南へ約２.３キロメートルに位置しています。 現地調査は、４月９日、午前９時１５分頃から行いました。 現地を確認した結果、対象地は山林の様相を呈しており、土地の形状及び立地状況からみて農地として利用するための条件整備が、著しく困難な状況であり、かつ、農地として復元しても継続して利用することができないと認められることから、農地法第２条第１項に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番から３番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、月井 喜美郎委員の報告は非農地相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、番号１番から３番については非農地とすることに決しました。 次に、議案第６号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
松本農地係長	議案第６号について、説明します。 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の決定を経て作成することから協議があったものです。議案書８ページから１５ページまでが「中間管理設定関係」の案件で３５件、合計面積が１９５,８２１平方メートルとなります。続いて、１６ページから１８ページまでが「所有権移転関係」の案件で１１件、合計面積が８２,５８２平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても中間管理機構への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。

議長
織田局長補佐

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第6号は決定として農地中間管理機構に回答いたします。次に、議案第7号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。それでは、議案第7号の説明をさせていただきます。

本日お配りした別冊1をご覧ください。

農業委員会等に関する法律（法第37条）の規定に基づき、農業委員会の最適化活動の実施状況の公表を行うため、毎年作成しております。5月の総会にてご承認いただいたあと、栃木県農業振興事務所に提出し、6月末までにホームページに掲載し公表を行います。

内容について簡単に御説明いたします。1ページをご覧ください。

I「農業委員会の状況」

令和7年4月1日現在の農業委員会の状況です。農業委員会の体制、農家・農地等の概要になります。続きまして、II「最適化活動の実施状況」です。

①「現状及び課題」及び②「目標」の項目については先にご承認いただいています、「令和7年度最適化活動の目標の設定」の数値ですので、説明は省略させていただきます。

まず、1「最適化活動の成果目標」③の「実績」をご覧ください。

- ・今年度の新規集積面積は、183.0ヘクタール
- ・今年度末の集積面積累計は、6,365.0ヘクタール
- ・集積率は67.1パーセント
- ・目標に対する達成率は、101.9パーセントとなりました。

続きまして、(2)遊休農地の発生防止・解消についてです。

3ページの③の「実績」をご覧ください。

今年度の緑区分の遊休農地の解消実施面積は、5.4ヘクタール

今年度の目標に対する達成状況は、206.5パーセントでした。

④その他をご覧ください。

こちらは「農地の利用状況調査」の結果です。1号遊休農地面積は27.5ヘクタールとなりました。

続きまして、(3)「新規参入の促進」についてです。③の「実績」をご覧ください。

- ・目標に対する達成状況は、4.6パーセントです。

新規参入経営体数7経営体、取得農地面積は4.4ヘクタールとなっております。

続きまして、2「最適化活動の活動目標」のところをご覧ください。

(2)「活動強化月間の設定」についてですが、3回を設定しておりまして、目標通り、11月、12月、1月に実施することができました。

5ページの(3)「新規参入相談会への参加」について、②の「実績」をご覧ください。新規参入相談会の参加回数が1回で、開催時期、8月に一人参加をしております。相談会名は、第1回那須地域就農相談会で開催場所は、JAなすのアグリセンター黒磯で開催しました。相談会の内容としましては、就農希望者を対象としました相談会となっております。

続きまして、6ページを御覧ください。

こちらが「推進委員等の点検・評価結果」となっております。

こちらは、3つの目標がありまして、(農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進)が成果目標で、あともう一つが、活動記録簿の集計結果で、こちらの表5をあてはめまして、農業委員、推進委員等の人数となっております。

続きまして、7ページを御覧ください。こちらが「事務の実施状況」についてです。

1 総会、部会の開催実績は、令和7年度は13回でした。

2 農地法第3条に基づく許可事務1年間の件数は55件でございました。

3 農地転用に関する事務につきましては、1年間の処理件数は112件でございました。

4 違反転用への対応ですが、実績はございませんでした。

説明は以上になります。よろしく御審議いただきまして、御承認くださいますようお願い

議長	願い申しあげます。 説明が終わりました。 このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。
議長	次に、議案第8号「令和9年度農林関係税制改正に関する要望事項の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
織田局長補佐	それでは引き続きまして、別冊2を御覧いただきたいと思います。議案第8号につきまして御説明申し上げます。 こちら農林関係税制要望につきましては、4月の全員協議会時に御説明させていただきました。現在までに農業委員及び推進委員から提出がない状況ですが、本市農業委員会としては、今年度末をもって特例の適用期限が切れます「軽油引取税の課税免除の特例」「農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例」この2つの適用期限の延長を要望としたいと考えております。 まず、1つ目、「軽油引取税の課税免除の特例の適用期限延長」について御説明いたします。軽油引取税は1リットル当たり15円課税されているものです。 農業生産を行う上で、軽油は必要不可欠な生産資材であり、軽油引取税の免税措置を講じることは、農業者の生産コストの負担軽減に寄与するものであるため、課税免除の特例の適用期限延長を要望するものです。 2つ目、「農業経営基盤強化準備金及び農用地を取得した場合の課税の特例の適用期限延長」について御説明いたします。 こちらは、青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者が経営所得安定対策等の交付金を準備金として積み立てた場合、積立分を必要経費に算入できる、というものであり、本市においても青年層の新規就農を促進し、就農後の定着を図るため、税制上の特例措置の延長を要望するものです。説明は以上になります。 よろしく御審議いただき、御承認くださいますようお願い申しあげます。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、議案第8号は原案のとおり決定しました。
議長	次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。
松本農地係長	事務局の説明を求めます。 報告第1号会長専決処分の報告について説明いたします。 4月中の会長専決許可処分はありませんでした。以上です。
議長	報告が終わりました。 次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。
織田局長補佐	事務局の説明を求めます。 報告第2号農地法第3条の3による届け出の受理について（相続等による権利移動）を説明します。 この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされております。 4月の届出の状況につきまして御報告するものです。 4月は相続等を原因とした権利移動の届出を8件受理いたしました。 いずれも相続等後の耕作に支障はない、ということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。
議長	報告が終わりました。 このことについて、御意見ございますか。 《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。
以上で 全ての議事が終了いたしました。
慎重にご審議いただき ありがとうございます。
これをもちまして、那須塩原市農業委員会第36回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

5 番

議席番号

6 番
